

支援金詳細

育児休業取得促進補助金

富山県では、少子化の一要因となっている女性の家事・育児の負担感を解消し、子どもを産み育てやすい環境づくりの促進を図るため、男性の育児休業取得者およびその事業主への補助を実施します。

地域	富山県
支援の種類	給付型（ 1 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	男性の育児休業取得者及び事業主
公募期間	～2025年3月31日
上限金額・助成金	5万円
給付要件	常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていないこと。子が2歳に達するまでの間に次の日数の育児休業を取得し、職場復帰していること。
その他	
問合せ先	富山県少子化対策・働き方改革推進課 電話：076-444-3137
URL	https://www.pref.toyama.jp/101701/sangyou/roudou/roudoukoyou/ikukyuhojo.html